

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
1	事業契約書(案)								表紙の次頁「4 契約金額」において、「約款」という表現が出てきますが、「約款」とは“事業契約書”のことでしょうか。	ご理解の通りです。
2	事業契約書(案)								表紙の次頁「5 契約保証金」の後の条文において、「なお、静岡市議会の議決を得られなかった場合は、…発注者は損害賠償を負わない」とありますが、市に帰責事由がある場合は、この限りでないとの認識でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	事業契約書(案)	1	1						「開業準備業務」の対価は維持管理・運営業務に含まれているので、「開業準備期間」は「維持管理・運営期間」に含まれるという認識でよろしいでしょうか。「開業準備期間」の定義がないため、お伺いするものです。	開業準備期間は、維持管理・運営期間には含まれません。
4	事業契約書(案)	1	1			4			「本施設の業務の実施準備」という記載がありますが、ここでいう“業務”とは維持管理業務及び運営業務を指していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	事業契約書(案)	4	7	1					本契約の締結日とは、議会の議決日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	事業契約書(案)	4	7	1					冒頭「受注者は、本契約の締結と同時に…」とありますが、ここでの本契約とは議会承認後の本契約(2016年3月予定)を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	事業契約書(案)	4	7	1					「本契約の締結と同時」とありますが、「本契約」とは、仮契約の締結時を指しますか。それとも、議決時を指しますか。	議決時を指します。
8	事業契約書(案)	4	7	1		4			履行保証保険契約を締結して契約保証金の納付を免除する場合、履行保証保険は被保険利益の存在する引渡日までしか付保できませんので、引渡日を期限とする履行保証保険を付保すればよいという理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	ご理解の通りです。
9	事業契約書(案)	4	7	1	4				当該規定は、保険契約者を受注者から建設業務を受託する企業とし、被保険者を受注者とすることができると理解してよろしいでしょうか。	保険契約者はSPC、被保険者は市です。
10	事業契約書(案)	4	7	1	4				施設整備業務を担当する複数の企業のうち、建設会社が保険契約者として履行保証保険を付保した場合、建設会社以外の責による場合は、保険支払いの対象とはならず、実質的に担保を満たしているとは言えないと思いますが、当該履行保証保険は契約保証金の納付が免除されるのでしょうか。	保険契約者はSPC、被保険者は市です。
11	事業契約書(案)	4	7	2					契約の保証に関して、履行保証保険契約を締結する場合、保証期間は事業契約締結日から施設引渡しまでという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
12	事業契約書(案)	4	7	2					「施設整備に係るサービス対価相当額の100分の10」という記載がありますが、「施設整備に係るサービス対価相当額(割賦金利を除く)の100分の10」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	事業契約書(案)	4	7	2					「施設整備に係るサービス対価相当額」とは、様式4-11に記載する施設整備費相当額(合計)に消費税額を加算した金額と理解してよろしいでしょうか。それとも、施設整備費相当額(合計)から「既存施設解体撤去等業務」に係る費用を控除した金額に消費税額を加算した金額になるのでしょうか。(本事業契約書(案)における「施設整備に係るサービス対価相当額」の定義をご教示ください。)	前者とご理解ください。
14	事業契約書(案)	7	15	3					本項により、発注者が要求水準書、事業日程又はサービス対価の変更について定めた場合に、受注者に増加費用又は損害が発生したときは、発注者が必要な費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。	協議によるものになります。
15	事業契約書(案)	8	16	2					専門家として損害防止対策を講じるのは当然の義務ですが、その義務を超える不可避の騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等によって第三者に損害が発生した場合は、発注者の本事業におけるリスクとして補償いただけるという認識でよろしいですか。	協議によるものになります。
16	事業契約書(案)	8	16	7					「近隣住民対応により受注者に生じた損害、損失又は費用は、受注者がこれを負担するものとする。」とありますが、受注者が合理的な対策を行ったにも関わらず発生した費用については、協議に応じていただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	事業契約書(案)	9	19	1					「本施設の建設工事着工時に別紙3に定める書類を発注者に提出する」との記載がありますが、現状の別紙3には工事期間中の提出書類のみが記載されている状況とと思われます。今後、建設工事着工時に提出すべき書類を追記することになるのでしょうか。	ご指摘の通りですので、修正します。
18	事業契約書(案)	10	20	2					「調査、設計並びに工事に関して受注者が使用する構成員及びその他の第三者の責に帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責に帰すべき事由とみなす。」の後に、「ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその責を負う。」を追記していただけないでしょうか。	原文のままとします。
19	事業契約書(案)	11	23	5					第5項3行目「受注者と協議し、…」の後を以下のように変更していただけないでしょうか。 「引渡予定日並びにサービス対価を変更するものとする。又、発注者は、受注者の工事一時中止に伴う増加費用(受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、労働者、建設機械器具等を保持するための費用等を含む)及び受注者の損害を負担するものとする。」	原文のままとします。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
20	事業契約書(案)	11	24						事業契約書第24条に事業用地が不要になった場合の措置として、どのような場合でも受注者の費用負担で原状回復して発注者に引渡しとあります。発注者の責により或いはどちらの責にも問えない場合については、発注者の費用負担で原状回復するものと出来ないのでしょうか。	原文のままとします。
21	事業契約書(案)	13	29	1					「受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは、発注者がこれを負担する」という民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款と同等の条件にしていだけないのでしょうか。	原文のままとします。
22	事業契約書(案)	13	30	4					第30条第3項では損害による費用の負担を発注者に請求できるとされていますが、同条第4項では施設整備に係るサービス対価の100分の1を超える額を負担しなければならないとされています。 この場合、受注者の負担はサービス対価の100分の1を上限として負担し、それをを超える分は発注者が負担すると理解してよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
23	事業契約書(案)	13	30	4					不可抗力の損害負担について、通常の公共工事や静岡県立南部給食センターを含め多くのPFI事業においては、受注者は損害額の100分の1までの負担となっている反面、本件事業においてはサービス対価の100分の1までが受注者負担となっており、受注者側の負担が大きくなっていますが、このような規定とした理由をご教示いただけますでしょうか。	内閣府民間資金等活用事業推進委員会が公表しているPFI標準契約を参照していることからです。
24	事業契約書(案)	13	30	4					第30条第1項では、損害の範囲として工事材料、建設機械器具が明記されており、同条第4項では工事に関する記録等により確認できるものとなっていますが、工事材料、建設機械器具については、工事に関する記録により確認できるものに限るという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
25	事業契約書(案)	13	30	4					施設整備対価の100分の1は事業者が負担するということでしょうか。	ご理解の通りです。
26	事業契約書(案)	13	30	4					「施設整備に係るサービス対価(施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く)」との記載がありますが、これは「施設整備に係るサービス対価(割賦金利を除く)」と同意であると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
27	事業契約書(案)	13	30	5		1 2 3			不可抗力時の損害の額として、工事目的物・工事材料・仮設物・建設機械器具が掲載されておりますが、工事目的物を作るために要した設計費・工事監理費・その他経費(金融費用含む)も工事目的物の中に含まれると理解してよろしいのでしょうか。	含まれません。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
28	事業契約書(案)	15	32 33	5 1					「受注者は、第32条第5項の完成確認書の交付を受けた上で、…別紙4に規定される書類を発注者に提出する」旨の記載がありますが、第32条第5項には“発注者は、…別紙4に規定される書類が提出されたときは、受注者に対して、完成確認書を交付する”旨の記載があります。完成確認書と別紙4に規定される書類の前後関係はどのように考えればよろしいでしょうか。	別紙4を先と考えてください。
29	事業契約書(案)	15	33	1					本項で提出することとしている別紙5は、下段にて市の受領書も兼ねていますが、受領書には貴市の押印をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	事業契約書(案)	15	34	1					「受注者は、本施設の引渡し後、施設整備に係るサービス対価の支払を請求することができる」となっておりますが、別紙7には既存施設解体撤去等に係るサービスの対価は平成28年度に支払われることになっております。本施設の引渡しは平成29年度になることからすると、解体撤去等に係るサービスの対価はいつお支払いいただけることになるのでしょうか。	解体撤去等の作業の終了時となります。
31	事業契約書(案)	15	35	1					「相当の期間を定めてその瑕疵を請求し、」とありますが、瑕疵を請求ではなく、修補を請求ではないでしょうか。	「瑕疵の修補を請求」に修正をします。
32	事業契約書(案)	15	35	1					相当の期間を定めてとありますが、相当の期間とはどの程度を想定すればよろしいでしょうか。	社会通念上、相当である期間を想定下さい。
33	事業契約書(案)	15	35	1					「その瑕疵を請求し」とありますが、「その瑕疵の修補を請求し」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	事業契約書(案)	15	35	2					本条文では、住宅の品質確保の促進等に関する法律に則り、瑕疵担保責任期間を2年間で、故意または重大な過失の場合10年間となっております。この法律は、あくまで個人が主体の住宅が対象であり、10年間の瑕疵担保期間は長期間で建設会社が負うべき義務が重すぎるため、民間連合約款と同様に2年間としていただけませんか。	原文のままとします。
35	事業契約書(案)	17	29	3					「維持管理業務及び運営業務に関して受注者が使用する構成企業等その他の第三者の責に帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責に帰すべき事由とみなす。」の後に、「ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその責を負う。」を追記していただけないでしょうか。	原文のままとします。
36	事業契約書(案)	18	43	1					「受注者が維持管理及び運営業務について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害賠償額を負担しなければならない」とありますが、受注者に帰責事由が無い場合は賠償義務は生じないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
37	事業契約書(案)	18	44	1					「…保健所等これを所轄官公庁(以下「官公庁等」という。)の指導、…」との記載がありますが、タイプミスではないかと思われます。この部分の主旨をご教示いただけますでしょうか。	ご指摘の通りですので、「所管する官公庁」修正します。
38	事業契約書(案)	18	44	7					食材に起因する食中毒事故は受注者の賠償対象外となるのでしょうか。	対象外になるとは限りません。
39	事業契約書(案)	18	44	8					割賦料部分に関しては減額や支払スケジュール等の変更といった影響が無いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	事業契約書(案)	19	46	1					「第32条第5項に規定する完成確認書の交付後…」とありますが、これは開業準備業務の履行が出来なくなった場合も含むと考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	事業契約書(案)	20	47	3					「維持管理及び運営に係るサービス対価の1年分」との記載がありますが、これは不可抗力が発生した当該年度の維持管理及び運営に係るサービス対価を指すものと考えてよろしいでしょうか。(物価変動等によって毎年維持管理及び運営に係るサービス対価が変動していく可能性があるので念のための確認です)	ご理解の通りです。
42	事業契約書(案)	20	47	3					「維持管理業務及び運営業務を実施するために発注者が本施設で使用…」とありますが、発注者ではなく受注者が本施設で使用するものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りですので、「受注者が本施設で使用」と修正します。
43	事業契約書(案)	22	51	1		2			消費税の変動リスクについて記載されていますが、原文のままだと、消費税が変更されても、施設整備費関連の消費税は8%のままで、その変動リスクは受注者側が負担すると読めてしまいます。入札説明書のP19記載のような、「市は施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない」等の文章に変更して頂きたいをお願いします。	原文のままとします。
44	事業契約書(案)	22	51	1		3			消費税及び地方消費税が2017年4月に増税された後に、本事業契約書を取り交わすような場合は、施設整備費相当額の増加費用(8%から10%の増税分)は認められるという認識でよろしいですか。	ご理解の通りです。
45	事業契約書(案)	22	51	1		3			法令変更等において受注者が発注者に請求できるもののうち消費税及び地方消費税の税率については「施設整備にかかるものは除く」とありますが、2017年4月より消費税率10%が適用された場合、施設整備費に係る消費税率は10%になる(経過措置が適用されない)可能性があります。最終的には税務当局が決定する事項であることからすると、仮に10%適用となった場合には発注者負担としていただきたくお願い申し上げます。	税務当局の見解に従います。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
46	事業契約書(案)	23	57						別紙7に入札日から工事着工までの物価変動リスクは記載されていますが、工事着工後の物価変動リスクについても、同様のお取り計らいをお願いします。	現時点では、工事着工後の物価変動リスクは原文のままとします。
47	事業契約書(案) 別紙7	23 42	57	3		1	1		昨今の急激な建設資材等の高騰(鋼材や燃料等)等を鑑み、全体スライド条項に加えて単品スライド条項やインフレスライド条項の適用を検討頂いておられるかご教示ください。	検討しておりません。
48	事業契約書(案)	24	60	1					条件を明確にするため、「発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当…」のように主語を明示していただけますでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
49	事業契約書(案)	24	60	1		5			「その破産、会社更生、民事再生…」とありますが、これはSPCが破産等した場合という理解でよろしいでしょうか。それとも、SPCに出資する構成員のいずれかが破産等した場合という意味でしょうか。	前者の意味に解してください。
50	事業契約書(案)	24	60	1		5			「その破産…」との記載がありますがタイプミスではないでしょうか。	ご指摘の通りですので、修正します。
51	事業契約書(案)	24	60	1		6			本条文の主語は発注者でしょうか、受注者でしょうか。発注者の場合、発注者が一方的に業務を放棄し尚且つ解除権も得られるというのは片務な条件であると思われま。	受注者ですので、修正します。
52	事業契約書(案)	24	60	1		8			「社会規範に関する行為」とは具体的にどのような行為を想定されているのでしょうか。	現時点において、具体的行為は特定しかねます。
53	事業契約書(案)	24	60	1		9			本条文では受注者に落ち度がなくとも、発注者が一方的に解除権を持っているように読み取れますので本条文の削除をお願いします。	本号の主語は受注者です。本文を修正するため、原文のままとします。
54	事業契約書(案)	25	60	2					受注者の債務不履行に基づく発注者の中止・解除ゆえ、それに伴う損害は、受注者が賠償しなければなりません。違約金が明文化されると、損害の多寡に拘わらず多額の出費が発生し長期に亘る本事業の継続に支障をきたす可能性が否めないため、実損害に限定した民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款と同等の損害賠償のみの条件にしていけないでしょうか。	原文のままとします。
55	事業契約書(案)	25	60	2	2				違約金を1年分の維持管理・運営に係るサービス対価の10分の2とするのは事業者にとって過大な負担になると考えます。ご再考頂けますでしょうか。	原文のままとします。
56	事業契約書(案)	25	60	2		2			「第32条第5項に規定する完成確認書の交付後…」とありますが、開業準備期間も含むと考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。
57	事業契約書(案)	25	60	2		2			前記の質問について開業準備期間も含む場合には、「解除された事業年度1年分…」の理解は初年度分との理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
58	事業契約書(案)	25	60	5		5			必要があると認めるときとは、例えば、児童数の減少により本施設の役割を別施設と統合するなどの事由を想定されているのでしょうか。具体的な想定がありましたらご教授願います。	ご理解の通りです。
59	事業契約書(案)	25	61	1					条件を明確にするため、「受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する」のように、主語を明示していただけますでしょうか。	原文のままとします。
60	事業契約書(案)	27	65	2		3			「前二号に掲げるもの以外のものは、受注者の負担とする。」を「前二号に掲げるもの以外のものは、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする」に変更していただけないでしょうか。	原文のままとします。
61	事業契約書(案)	27	65	2		3			発注者に帰責事由があるような場合(要求水準に根本的な誤りがあるなど)を除くべきではないでしょうか。	原文のままとします。
62	事業契約書(案)	27	66	1					「発注者は、～適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その補修を請求することができる。」とありますが、経年劣化は含まないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
63	事業契約書(案)	28	68						受注者が第三者と締結した契約により支払う損害賠償額等を発注者が負担する場合において、第三者の定義から受注者に融資した金融機関等を除いてありますが、この主旨をご教示いただけますでしょうか。(発注者に金融機関等に生じた損害等をご負担いただけないのでしょうか)	金融機関の損害を負担しないという趣旨ではありません。
64	事業契約書(案)	28	70	1					「受注者は、…建設工事保険その他の保険に付さなければならない」とありますが、入札説明書P21.第6-4-4)に記載の通り、「受注者は、自ら又は業務の受託者をして」と変更し、構成企業や協力企業が独自に保険を付保することを認めていただけないでしょうか。	独自提案は認めますが、本文は変更しません。
65	事業契約書(案)	28	70	1 2 3					第1項～第3項にてそれぞれ別紙10を参照しておりますが、それぞれ別紙10第1項・別紙10第2項・別紙10第3項を指していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	事業契約書(案)	28	70	4					保険契約を締結したときは、直ちにその保険証券又はその写しを発注者に提出するよう要請がありますが、保険証券を発行するためには通常1ヶ月以上の時間を要しますので、保険契約を締結したときは遅滞なく保険証券の写し若しくはそれを証明するもの(付保証明書など)を提出すればよいと理解してよろしいでしょうか。なお、保険契約は要求される期間付保することが前提です。	ご理解の通りです。
67	事業契約書(案)	29	71	2					「別に定める」の別とは何を指すのでしょうか。	関係者協議会の行う場合の手続き等に定めます。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
68	事業契約書(案)	29	72	2					会計監査人を置く場合、再任の場合でも毎年度、登記費用が必要になるため、SPCの管理費用(入札価格)が増加することになります。このため、会計監査人の設置を義務付けるのではなく、外部監査人(公認会計士または監査法人)による監査を受けた計算書類を提出する形式も認めていただけないでしょうか。	会計監査人の設置は義務ではありません。
69	事業契約書(案)	29	72	3					受注者は会計監査人を置くこととされていますが、会社法に規定する会計監査人設置会社とする必要があるでしょうか。会計監査人設置会社とせず、公認会計士または監査法人に第三者としての監査を受ければよいと理解してよろしいでしょうか。	同上
70	事業契約書(案)	30	74	5					成果物又は本施設の内容を自由に公表することを承諾するとの記載がありますが、成果物については受注者のノウハウが集結されたものであることから、事前に受注者の承諾が必要とさせていただきますようお願いいたします。  静岡市の情報公開条例第7条(2)アにも非公開情報として「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」との定めがあること、又平成17年8月26日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」の第2の3(2)「発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること」との記載があることから再考をお願いします。	1項に記載した著作権法を踏まえますので原文のままとします。
71	事業契約書(案)別紙1	32							備考の「なお、…」について、事業期間の延長もあり得るということでしょうか。	ご理解の通りです。
72	事業契約書(案)別紙1	32							完成予定日とは、第32条第5項に規定される「完成確認書」の交付日が記載されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
73	事業契約書(案)別紙1	32							開業準備期間は「完成日～」とありますが、「完成日」とは、事業契約書(案)第32条第5項に規定される「完成確認書」の交付日と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	事業契約書(案)別紙1	32							開業準備期間は「完成日～」とありますが、「引渡予定日～維持管理及び運営期間の開始日前日(平成30年3月31日)まで」との理解でよろしいでしょうか。	開業準備期間は引渡予定日の前後を問いません。なお、別紙1から「7 完成予定日」及び「8 開業準備期間」を削除します。
75	事業契約書(案)別紙1	32		9					『8 開業準備期間』、『9 引渡予定日』となっておりますが、開業準備期間後の施設引渡しという理解で宜しいでしょうか。	No. 74の回答を参照ください。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
78	事業契約書(案)別紙6	37							別紙6の提出は必須でしょうか。	必須です。
79	事業契約書(案)別紙7	39							基準金利は施設引渡予定日の2銀行営業日前のTSR6ヶ月LIBORベース15年物(円-円)金利スワップレートを使用するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
80	事業契約書(案)別紙7	39		1		1	1		解体撤去費の上限額の記載がありますが、提案する解体撤去費が上限額を超える場合には超過額は割賦料としてお支払いいただけると考えてよろしいでしょうか。	ご提案の解体費用が107,700千円を上回る場合は、その分を割賦払いの元本に組み込んでください。
81	事業契約書(案)別紙7	39		1		1	2		割賦料の計算を行う際に現在の記載内容からすると金利計算時の割賦元本に消費税相当額が含まれることとなりますが、実際の金利計算においては消費税相当額を控除した割賦元本を使用することになると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。文面を修正します。
82	事業契約書(案)別紙7	39		1		1	1		「既存施設解体撤去等に係るサービス対価は平成28年度」とありますが、P40-2サービス対価の支払方法①スケジュールには「一次支払金については、受注者が発注者から完成検査確認書を受領し」とあり齟齬が生じています。解体費についての具体的な支払スケジュールをご教示ください。	解体は、平成28年度中の解体工事完了の確認により支払いを行います。
83	事業契約書(案)別紙7	40		1		2	2		「受注者が提案する食単価」との記載がございますが、変動料金の内容構成も含めて事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
84	事業契約書(案)別紙7	40		1		2	1		開業準備相当分は、維持管理及び運営費の初回の支払いに固定料金●●●円～とありますが、この固定料金とは開業準備に係る金額で、四半期あたりの固定料金とは違うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
85	事業契約書(案)別紙7	40		1		2	1		「固定費は、～受注者が提案する一定の額を支払うものであり、四半期当たりの固定料金を●●●円とする。」とありますが、60回定額で支払われるという理解で宜しいでしょうか？	食器・食缶更新時を除き、ご理解の通りです。
86	事業契約書(案)別紙7	40		2		1			割賦料と委託料は、別々の請求書を発行する形を取っても良いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
87	事業契約書(案)別紙7	40		2		1	1		一時支払い金のうち、解体撤去に係る費用には引渡し及び所有権移転なしで請求可能であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	事業契約書(案)別紙7	40		2		1	1		解体撤去に係る一時支払金の支払いスケジュールに関して、本規定と同様との理解で宜しいでしょうか。	解体は、平成28年度中の解体工事完了の確認より支払いを行います。その内容を追記します。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
89	事業契約書(案)別紙7	42		3		1	1		物価変動に基づくサービス対価の変更は、入札受付締切日の属する月から給食センターの新築着工時までの変動を対象としていますが、工事期間中の物価変動は含まれないとした理由をご教示いただけますでしょうか。	予算との兼ね合いでの判断となります。
90	事業契約書(案)別紙7	42		3		1	1		物価変動に基づくサービス対価の変更は、計算式では割賦料とあり、割賦払分のみが対象とみられますが、一時金相当額は対象とならないのでしょうか。ならないのであれば、その理由をご教示いただけますでしょうか。	一時金相当額も対象となりますので、文面を修正します。
91	事業契約書(案)別紙7	42		3		1	2		物価の変動に基づく割賦料の変更の計算式において割賦料(金利込み)が用いられておりますが、実際の計算の際には施設整備費(消費税・割賦金利含まず)が使用されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。文面を修正します。
92	事業契約書(案)別紙7	43		3		2			委託料のうちSPC事務管理業務・保険料等は物価改定の対象になるのでしょうか。対象となる場合、物価改定にはどの指標を用いるのでしょうか。	対象とはなりません。
93	事業契約書(案)別紙7	42		3		2			委託料の改定の指標として、電気・ガス・上下水道とそれぞれの指標が示されていますが、光熱水費はそれぞれの指標に基づき改定されるのでしょうか。提案において、これら個別の料金を示す必要がございますか(どの様式に記載すればよろしいでしょうか)。	ご理解のとおりです。様式を修正します。
94	事業契約書(案)別紙7	43		4					対象校の増減等による固定料金の見直しを行う際の前提条件として、統廃合等による学級数増の費用負担は貴市リスクという理解でよろしいでしょうか。	提案される見直し方法によるリスク分担になります。
95	事業契約書(案)別紙8	45				4			施設整備業務における修復等の手続きにある契約解除がなされるのは、第60条第1項に該当する場合との理解でよろしいでしょうか	ご理解の通りです。
96	事業契約書(案)別紙8	46		2		1			事前モニタリングとは第32条に規定する完成検査とは別途行われるのでしょうか。具体的な実施時期をご教授願います。	事前モニタリングは、維持管理・運営を含むため、別途行うこともあります。現時点での具体的な時期は未定です。
97	事業契約書(案)別紙9	54		2		4			本規定の事象でも、割賦料支払に関しては、1項(2)を準用するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
98	事業契約書(案)別紙10	55		1		1			建設工事保険の保険期間を本施設の着工日から完成確認書が交付される日までとするよう要請がありますが、完成確認書が交付される日とは引渡日との理解でよろしいでしょうか。建設工事保険の保険期間は、通常、引渡日までとなります。	ご理解の通りです。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
99	事業契約書(案)別紙10	55		2		1			開業準備期間中の第三者賠償責任保険の保険期間を建設期間終了日翌日から維持管理及び運営期間の開始日の前日までとするよう要請がありますが、保険期間を建設期間終了日翌日から1年間とし、維持管理運営期間を含めて付保してもよろしいでしょうか。	契約内容を達成できるのであれば、問題ありません。
100	事業契約書(案)別紙10	56							火災保険の付保が義務付けられていますが、貴市は本施設に対して共済等に加入されないのでしょうか。	加入します。
101	事業契約書(案)別紙10	56		3		1			維持管理及び運営期間の保険は、保険期間を1年程度の保険とし、都度更新して維持管理及び運営期間の満了日まで付保することでもよろしいでしょうか。	契約内容を達成できるのであれば、問題ありません。
102	事業契約書(案)別紙10	56		3		1			維持管理及び運営期間等における保険として、第三者賠償責任保険を付すよう要求がありますが、保険の対象が開業準備業務、維持管理業務及び運営業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害、となっております。 開業準備期間中の保険については、別途記載がありますので開業準備業務という文言を削除していただけますでしょうか。	削除します。
103	事業契約書(案)別紙10	56		3		2			火災保険の被保険者を受注者、下請け業者を含む業務実施者、市とするよう要請がありますが、本件BTO方式であり、火災保険の被保険者は本施設の所有者である貴市しかかなり得ないため、受注者、下請け業者を含む業務実施者という文言を削除していただけますでしょうか。	市が保険を掛けますので、本文は修正します。
104	事業契約書(案)別紙10	56		3		2			引き渡し後、貴市が所有する本施設の建物・設備に対して、貴市は共済等火災保険に類似する共済・保険に加入されますか。加入される場合の共済・保険内容についてご教示ください。	加入します。全国市有物件災害共済の建物総合損害共済になります。
105	事業契約書(案)別紙10	56		3		2			貴市が共済等火災保険に加入される場合、事業者の過失等(故意は除く)により貴市所有の本施設の建物・設備に損害を与えたとき、貴市が加入する共済等火災保険による共済金等を損害に充当し、当該共済金等で不足する損害につき事業者に損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。	市が保険を掛けますので、本文は修正します。
106	事業契約書(案)別紙10	3		3		2			市にて本施設の火災保険・共済等に加入されますでしょうか。その場合でも(市にて加入される場合)、事業者も同様の保険の付保が必要でしょうか。	市が保険を掛けますので、本文は修正します。
107	事業契約書(案)別紙10	56		3		2			普通火災保険に加入することとありますが、管理財物保障により同等の補填がされれば火災保険に加入しなくてよろしいでしょうか。	市が保険を掛けますので、本文は修正します。